

## 本多庸一の救済論的な一貫性——

十九世紀メソジスト神学の変容の文脈において<sup>1</sup>

棚村 重行

### I. はじめに：本多庸一が弘前公会から美以監督教会へ転じた神学的動機とは

本多庸一の転換の神学的動機に関しては、六年ほど前に発表された鳴海としゑ氏の着想豊かな研究以外に全く未開拓の領域であった<sup>2</sup>。その後、このテーマについて後続の詳細な研究が現れないために私は意を決し、2012年9月の本学会で、本多庸一と同志たちが弘前公会から美以監督弘前教会へ路線転換したその「神学的動機」の諸側面について研究発表を行った<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 本稿は、2013年9月9日に日本基督教団銀座教会で開催された「ウェスレー・メソジスト学会」における筆者の小研究発表とレジメをもとにまとめた論考である。

<sup>2</sup> 鳴海としゑ「弘前公会から弘前美以教会への移行——『日本基督公会』運動の一断面として」(2007年度東京神学大学組織神学歴史神学専攻・修士論文)。

<sup>3</sup> 棚村重行「弘前公会からメソジスト教会へ——本多庸一の路線転換の神学的要因をめぐり——」『神学 74号』(東京神学大学神学会、2012)、260-275頁、とくに神学的動機についての結論は274-5頁参照。要約すれば、①公会運動との関係から見ると、本多の動機は、宣教師頼みで「公会主義的自給主義」から「教派形成的外資依存」路線へ実利主義的転換を図ったのではない。彼の意図では、自発的な外部からの資金援助は拒まぬという条件付の「公会主義的自給主義」が真意であった。さらに、②無教派合同主義と「新派カルヴァン主義」神学が結合した「日本基督公会」運動から、急激に改革派—ピューリタン系の信条主義と長老主義政治へと路線転換した「日本基督一致教会」(1877~1890)の成立と「旧派カルヴァン主義神学」への本多の神学的な違和感のなかに、彼の路線転換の一原因を見た見解(鳴海としゑ氏)に賛成する。だがなお残された課題は、本多とメソジスト監督教会の神学思想

だが、なお未解決の残された課題は二つある。1. 本多庸一が関係した「公会運動」の「新派カルヴァン主義神学」と十九世紀の北米メソジスト監督教会の変容するメソジスト・ホーリネス的救済論神学との関係を解明し、2. 双方の救済条件の神学と関連の諸教義の関係に注目し、「公会」時代の本多の救済神学理解とメソジスト監督教会のそれとの一貫性に注目すべきである。そこで本稿では、余り注目されなかった十九世紀アメリカ神学思想史の変化の観点から、本多の路線転換の神学面の解明を目指そうと思う。

以下Ⅱ～Ⅵで展開される近代メソジスト神学思想史の変化に関する研究の構想をあらかじめ述べておきたい。Ⅱ. 最初に「ウェスレー主義的メソジズム神学」が英国国教会同様、「先行の恩寵にもとづく赦罪から協働の恩寵による善行の実現を目指す」救済過程論（義認から聖化へ）を主張している事実を簡潔に確認する。Ⅲ. だが、十九世紀前半の第二次大覚醒運動中の北米では会衆派神学者 N.W.テイラーの急進的アルミニウス主義型の「ニューヘイヴン神学」を実践活用化した信仰復興運動家 C.G.フィニーと彼の「オーバーリン神学」が出現した<sup>4</sup>。Ⅳ. その衝撃から十九世紀前半のメソジスト監督教会内部に D.D.ウィードンの「メソジスト・ホーリネス神学」が誕生した<sup>5</sup>。「協働の恩恵により悔い改めと信仰を通し救われる」とするウィー

---

の流れを踏まえ、あの公会からの路線転換の特に救済論的側面をより鮮明に解明することである。

<sup>4</sup> 「アルミニウス主義」、「穏健なアルミニウス主義」、「急進的アルミニウス主義」などの筆者の定義については、棚村重行『二つの福音は波濤を越えて——十九世紀英米文明世界と「日本基督公会」運動および対抗運動』（教文館、2009）、90-91 頁、110-139 頁参照。以下棚村『二福音・波濤』と略す。「アルミニウス主義」とは、1 予定論では条件的予定論、2 原罪論では救済過程のどこかで罪過を赦された自由意志が協力し、3 贖罪論では無限定的それで、4 救済論はどこかの地点で「悔い改めと信仰」が協働の恩恵と結合するので、5 抗い得る恩寵を主張する救済論的立場。「急進的アルミニウス主義」とは、1 条件定な予定論、2 道徳的墮落論（全的墮落論を否定し自由意志の残存論）、3 無限定的贖罪論、4 協働の恩寵による「悔い改めと信仰」による義認と聖化、完全論、5 天上のキリストの執り成しの必要性と抗い得る恩寵の主張。

<sup>5</sup> 「ホーリネス神学」とは、D. W. デイトン（Donald W. Dayton）の定義ではウェスレー主義メソジズム神学から変容を遂げた神学体系である。特徴的要素は①キリス

ドンの救済論神学が、メソジスト監督教会の「教理問答」内に初期「ホーリネス神学」の源泉として定着した可能性が高い。V. 実は横浜公会の長老派系「新派カルヴァン主義神学」も、この初期「ホーリネス神学」と同質の急進的なアルミニウス主義の救済の条件神学であった。メソジスト派の「教会教理問答」の教育を介し、弘前公会からメソジスト監督教会へ移行した本多庸一の救済論もほぼ同質の救済条件論的な一貫性が確保された。ここに彼の神学的一貫性があった。VI.以上を総合し、結論を述べたい。

## II. 「宗教箇条」に見るウェスレー主義メソジズムの救済と救済条件論

『メソジスト宗教箇条』(1784)、第八条 自由意志について：「[アダムの墮罪後の人間の状況] …人は自分自身の自然的力やわざによって、信仰や神への呼びかけに向き直ることも準備することもできない。だからわれわれが良い意志をもつためには、われわれに先行するキリストによる神の恩寵を、およびわれわれがかの良い意志もつときには、われわれと共に働くところの神の恩寵なくしては (without the grace of God by Christ preventing us, that we may have a good will, and working with us, when we have that good will)、われわれは神に喜ばれ受け入れられる良き業をなすいかなる能力ももたない」(棚村訳：preventing は、英古語では「先行する」の意味!)<sup>6</sup>。

上記史料は、「第八条 自由意志」と銘打った箇条である。だが実際は宗

---

ト中心から聖霊中心へ；②新旧約の中心のキリストから神の諸配剤史観 (dispensational view) 内で聖霊の時代としての現在の強調へ；③使徒言行録の重視；④御霊の賜物、預言の強調；⑤長期にわたるキリスト教的完全から、直接体験される「第二の祝福」としての全面的完全へ；⑥聖霊降臨の洗礼を受けた確信と確証 [Quoted from T. A. Langford, *Practical Divinity: Theology in the Wesleyan Tradition* (Nashville: Abingdon Press, 1983, 1992, 134)。以下、Langford, *Divinity* と略記。] だがこの定義はこの神学のほぼ最終形態であり、第二次大覚醒期の萌芽期の初期ホーリネス神学では、⑤の全面的聖化・完全と「悔い改めと信仰」の救済条件論が発展し、十九世紀後半から二十世紀にかけて本格的に①～④、⑥が付加されたと見るべきである。

<sup>6</sup> 'Methodist Articles of Religion. A.D. 1784,' in Philip Schaff, *The Creeds of Christendom*, 4<sup>th</sup> ed., Vol.3 (Grand Rapids, Michigan: Baker Book House, 1977), 809.

教改革者ルター流に言えば原罪の勢力に捕縛された「奴隷意志論」を前提にしていることは明らかである。たとえば、すぐ前の「第七条 原罪ないし生来の罪」という箇条では、アダムによる原義の喪失以後、人類の本性は腐敗にいたったというかなり悲観的な全的墮落論が語られている<sup>7</sup>。

だからそれを踏まえて、この第八条は英国国教会同様、教義的に「自然と恩恵」という垂直関係を土台にして宗教改革的福音の救済過程論を明らかにしたものとして理解できる。つまり人は「先行の恩寵」にもとづく赦罪（キリストへの信仰のみによる義認）を受けてはじめて神関係が再建され、良き意志の回復を与えられる。その上で続く「協働の恩寵」と協力し、赦された意志は闊達に作用し、神望み給う善行の実現（聖化・完全）を目指すにいたる。これにより恩寵の働きを排除する自然主義・自力主義的な信仰や回心の可能性を否定する点に、この第八条の主眼があるとも言えよう。

だが真の問題は『宗教箇条』に示された救済過程論と救済条件論の伝統がどのように十九世紀北米大陸のメソジスト神学において大きな変容を遂げ、日本に伝達されたかである。

### III. 北米の第二次大覚醒運動期（1800～1840）の N. W. テイラーの「ニューヘイヴン神学」から C. G. フィニーの「オーバーリン神学」の成立へ

#### A. 「ニューヘイヴン神学 (New Haven Theology)」の創始者 N.W.テイラーから「(信仰復興の) 新方策 (New Measures)」の創始者 C.G.フィニーへ

##### 1. ナサニール・W・テイラー (Nathaniel W. Taylor:1786-1858) <sup>8</sup>

---

<sup>7</sup> Schaff, *Creeds*, vol.3, 808: 「原罪は（ペラギウス主義者がうぬぼれ語るように）アダムに倣うことにあるのではなく、すべての人間の本性の腐敗(the corruption of the nature of every man)」である。...それにより人は、原義からは遠く隔たり、彼の本性は悪へと傾斜し、絶えずそうなのである〔棚村私訳〕。

<sup>8</sup> イェール大学卒業後、会衆派牧師を務め、1822年よりイェール大学神学部・教義神学教授。風靡した合理主義的のコンセンサス哲学をふまえて道徳主義的に J.エドワーズの神学を再構築する「ニューヘイヴン神学」（「新派カルヴァン主義神学」）

アメリカ宗教史家 S.E.オールストロームによれば、十九世紀前半には「この国〔北米〕の津々浦々、南北を越えて、新派の諸神学の家系全体(a whole family of New School theologies)が、諸教派的な多様性を伴いながら繁栄を極めていた」<sup>9</sup>。ということは、各教派で呼称は様々だが、この第二次大覚醒運動と共に「急進的アルミニウス主義神学」が浸透し、長老一会衆派では「新派カルヴァン主義」、メソジスト派では「ホーリネス神学」、バプテストならば「〔万人救済的〕ジュネラル・バプテスト神学」、ルター派なら「アメリカ主義神学」と呼称を変えつつ諸教派に浸透し拡大してゆく。

2. 「ニューヘイヴン神学」の特徴: 「急進的アルミニウス主義神学」<sup>10</sup>
  - a. 「神の道徳的統治 (the Moral Government of God)」論。この独特の神学は、改革派的—ピューリタンの三一神の秘義的な選びと保持の救済史的ヴィジョンではなく、神は道徳的統治の企図をもって世界を統治されるという道徳主義化された救済史観である。
  - b. 神の統治の「道徳的執行者 (moral agents)」としての人間と「道徳的墮落 (moral depravity)」。上記の神の道徳的統治に対応し、人間は道徳的統治者なる神の似像として創造されたと見る。だからアダムの道徳的な墮落の結果、末裔の男女は飽くまでも個人的な道徳的行為責任をもつ道徳的墮落に陥ったとされる。かくて伝統的な全的墮落の悲観的な人類の有機体的連帯性は、個人主義的道徳主義的な責任性の教義に取って代わられる。
  - c. (道徳的統治者としての) 神のみ前の義認 (Justification by Faith)。われわれは、ここで「信仰のみによる義認」ではないことに注意すべきである。罪人の宣義による受動的な法廷的義認から、神の道徳的統治への能動的な参与者的義認論へと教義は変貌を遂げている。

---

の伝統の創始者[S.E. Ahlstrom, ed., *Theology in America: The Major Protestant Voices from Puritanism to Neo-Orthodoxy* (Indianapolis and Cambridge: Hackett Publishing Company, Inc., 1967, repr., 2003), 212.] (以下、Ahlstrom, *Theology* と略記。)

<sup>9</sup> Ibid., 211.

<sup>10</sup> テイラーの神学の諸要点と議論の詳細については、2013年12月末刊行の拙稿「メソジスト型二つの福音は波濤を越えて——『宗教箇条』からメソジスト・ホーリネス神学へ」、東京神学大学神学会『神学 75号』、290—293頁を参照のこと。

- d. 道徳的変化としての再生 (Regeneration) 論。信仰義認に続く聖化にあたる部分をテイラーは再生とよび、義とされた人々は「神と共に働く人 (workers together with God)」に継続的に生まれ変わる。
- e. 宗教改革的カルヴァン主義の五ポイントへの批判。テイラーは常に、改革派—カルヴァン主義的な聖定と選び、(全的) 墮落、信仰のみによる義認、再生、諸聖徒の堅忍の教え、その他の諸教理を放棄せよと呼びかける。

このテイラー神学の衝撃を受けた人々の中から、第二次大覚醒運動の指導者 C.G. フィニーの神学と「新方策」の運動方策が登場してくる。

## B. フィニーの説教「自分たちの心を変えざるをえない罪人たち」(1834) および『組織神学』二巻 (1851) に見る「オーバーリン神学」の衝撃力

### 1. チャールズ・G・フィニー (Charles G. Finney: 1792-1875)

アメリカ信仰復興運動史家 W.マックラクリンによれば、次のようなフィニーへの同時代人の評価が存在したという:「他の誰よりもフィニー氏はニューヘイヴン神学をその最大限の純粋さで教え、その〔神学的〕諸原理を敢えてそれらの正当な〔実践的〕諸成果に至らせようと〔回心者獲得のための「新方策」〕推し進めていった」<sup>11</sup>。要は「ニューヘイヴン神学」を信仰復興運動で「使える」神学に改造したのが彼の貢献だというのである。

### 2. フィニーの「オーバーリン神学」の特徴:「急進的アルミニウス主義神学」の実践化

- a. 神の道徳的統治論。この点では基本的にはテイラーの見解を踏襲している。しかしより理性主義的な表現で神の道徳的な統治を論証する試みをなしているのが彼の特徴である<sup>12</sup>。要は、旧派神学型神の秘義的絶対主権に

---

<sup>11</sup> William G McLoughlin, Jr., *Modern Revivalism: Charles Grandison Finney to Billy Graham* (1<sup>st</sup> ed., 1959; Eugene, Oregon: Wipf & Stock Publishers, repr., 2004), 14.

<sup>12</sup> Charles G. Finney, *Lectures on Systematic Theology*, vol. 1 (originally, 1851; Fenwick, MI: TruthInHeart.com, repr., 2002), 52 (以下、Finney, *LST*, vol.1 と略す):「われわれが今理解したことは、必然性こそ統治することの権利と義務の条件である——つまり宇宙の至高の存在〔神〕が道徳的な統治の目的を要求されることを。それゆえに統治することはその方の権利にして義務たらねばならぬ——その方の自然のおよび道徳的な諸属性により、最上な仕方です統治の目的を確保することをその方に資格づけるからだ。…」。

基づく救済史観を神人協力関係に置き直し、修正するのである。

- b. 神の道徳的な統治を担う「道徳的な執行者」としての人間および「道徳的な墮罪性」の問題<sup>13</sup>。テイラー同様、フィニーの見解でも、神の律法への服従を選択せず、自己利益を選択する道徳的傾向性を「道徳的墮罪」と定義し、原罪理解の道徳主義化を促進している。
- c. テイラーと異なる「救済（過程）論」の独自性。フィニーの場合、神の道徳的統治への服従を信仰者の人間的統治という救済過程で実現するが、その過程がテイラーよりも細かく区切られている。その段階の順序は次の通りである：①再生（regeneration）<sup>14</sup>→②「悔い改め」<sup>15</sup>→③「信仰」<sup>16</sup>→④「義認」<sup>17</sup>→⑤「全面的聖化（entire sanctification）」<sup>18</sup>。

<sup>13</sup> Finney, *LST*, vol.1, 498: 「道徳的墮落状態は自由意志のそれで、その器官〔自由意志〕それ自体のそれ〔墮罪〕ではなく、その自由行為上の墮落状態である。それは道徳律法違反にある。…道徳的墮落状態とは、選択の墮落である。それは道徳的律法、道徳的な正義と齟齬する一つの選択である。それが罪ないし罪の状態と同義なのである。…」。

<sup>14</sup> *Ibid.*, 548: 「再生とは、…意志の態度における変化、ないしその究極的選択、意図、ないし好みの変化である；自己中心性から〔神の〕慈愛への変化；自己満足を至高にして究極的な人生の選択目標とすることから、神の最高の安寧と宇宙のそれを至高の究極的な選択へ〔の変化である〕；…」。

<sup>15</sup> Charles G. Finney, *Lectures on Systematic Theology*, vol. 2 (Fenwick, MI: TruthInHeart.com, repr., 2002), 695–696: 「意志と知性との相互関係は、そのようなものなので、悔い改め（repentance）とは再考とか後で考えることを意味する。それは自己反省を意味し、そのような人の自身の罪過の理解は自己断罪を生み出すためである。…それ〔悔い改め〕は、神、その律法、彼の道徳的、摂理的統治、すべての彼の御業と道を知的に、心から義とすることを意味する。…」。

<sup>16</sup> *Ibid.*, 708: 「聖書は一様に救いの、ないし福音的の信仰の一つの美德として示しているので、われわれは、それは意志の現象でなければいけないと知っている。それは効力ある知性の状態であり、それゆえに心や意志によって真理を抱くことになければならない。…それはキリストへの信頼、魂と全存在を彼に、彼の様々な職務と人々との諸関係の中へ係わらせることである。…」。

<sup>17</sup> *Ibid.*, 726-727: 「それ〔義認〕は、罪人を義なるものと法的宣言をすることにあるのではなく、あたかも彼が義人であるかのように究極的には統治的にあつかう、つまり赦免ないし恩赦を統治的に命じるなかにある——逮捕して律法の招いた処罰の執行を除く点にある——罪を犯した人々に、律法が有罪だとすでに宣言し

- d. 回心（救済）ため三執行者の協働論（急進的アルミニウス主義的見解）。  
 フィニーの見解によれば、罪人自身の自由意志、真理を語る説教者、聖霊なる真の執行者の相互関係は、基本的には協働の関係として理解されている。その点は、彼の有名な説教の中で用いられている「ナイアガラの滝壺」の喩えが分かりやすい。この喩えによれば、罪人の自由意志、説教者、み霊は各役割をもって協働し統治者なる神の企図を実現するのである<sup>19</sup>。
- e. 最後に、テイラー同様、フィニーの宗教改革神学批判は、カルヴァン主義の神の主権性や原罪ゆえの無能力、身体的再生、体質的墮罪状態などの教理に向けられている<sup>20</sup>

#### IV. フィニーから D. D. ウィードンへ：メソジズム内の初期「ホーリネス神学」

---

て、すでに永遠の死の判決が言い渡された人々に対して、赦免を与え好意を回復し、あたかも彼らが義人であったかのごとく報いる点にある。…」。

<sup>18</sup> *Ibid.*, 898: 「…しかしキリストがいかなる関係においても理解され受け入れられるならば、かの関係においてキリストが満ち完全なのである。そこでわれわれは彼にあって完全なのである。というのは、次の事柄が御父を喜ばせてきたからだ、つまり彼にあってすべての豊かさが存在すべきであり、われわれが万事についてキリストの内へと成長するまで彼の豊かさのすべてを受け取るべきであり、『われわれすべてが来て、神の御子の知識と信仰の一致において全き人へ、キリストの豊かさの高さの基準にまで至るように』とあるように」。

<sup>19</sup> Charles G. Finney, 'Sermon 1. Sinners bound to change their hearts. Ezek. xviii,' in *Sermons on Various Subjects, by Rev. C. G. Finney* (New York: S. W. Benedict & CO. Printers, 834; repr., Amazon Books), 14-15. (以下、Finney, Sermon 1 と略記)：「事実はこうで、実際の転換ないし変化は、罪人自身の行為である。彼を誘導する執行者 (the agent) は、神のみ霊である。第二次的な執行者は説教者、ないし真理を提示する個別の人である。真理は道具であり、動機であり、御霊はそれをを用い罪人を転換させるように誘導する。ナイアガラの滝の土手に立っているあなた自身を想像して御覧なさい。…彼〔夢中の人〕はますます〔滝〕に接近し、ついに足を挙げて最後の一步を取ろうとすると…その瞬間あなたは…叫ぶ、『止まれ！』…〔すると〕彼は瞬時に青くなり、仰天して向きを変え、…死の淵より引き返した」。

<sup>20</sup> *Ibid.*, 28.



A. D.D. ウィードン (Daniel D. Whedon: 1808-1885) とフィニーとの関係

ウィードンの略歴については、脚注に記すので参照されたい<sup>21</sup>。特にウィードンの神学形成にあたり、フィニーを通して回心を経験し、法曹志願者から伝道者へ転身した事実が重要である。ウィードンの息子たちの伝記の一節にこう記されている：「彼の履歴ではこの時点〔20歳で大学を卒業し法律志願〕で、C.G.フィニー牧師が伝道説教家としてローマ〔合衆国ニューヨーク州の一町名〕を訪問したが、彼の強力な説教のもとで、彼〔ウィードン〕はキリストへと導かれた。…彼の感情における変化が余りにも急激であったため、彼はもう二度と法律事務所へ入り直すことは決してなかった」<sup>22</sup>。ウィードンの将来の神学思想形成に際し、フィニーから受けた神学的な衝撃の強さを示す外的・伝記的証拠の一つとなろう。

B. ウィードンの神学論文「メソジズムの教義」(1862)にみる一つの初期「ホーリネス神学」の誕生

- a. 「神の道徳的統治論」の継承<sup>23</sup>。この点はウィードンの見解は、テイラー、フィニーと類似している。

---

<sup>21</sup> J.S. Whedon and D.A. Whedon, 'Biographical Sketch,' in J.S. Whedon and D.A. Whedon eds., *Essays, Reviews, and Discourses by Daniel D. Whedon, D.D., LL.D.* (New York and Cincinnati: Phillips & Hunt and Granston & Stowe, 1887; repr., Amazon Books), 7-49. (以下、Whedons, 'Sketch,' in *Essays* と略す。) ウィードンは、イギリス会衆派ピューリタンのコネチカット移民の家系に属す。母の感化でメソジストへ変わるが、C.G.フィニーの感化で回心、法律家志願からメソジスト牧師および古典語・聖書・教義学者へ転じる。奴隷制反対のため牧師職に専念し晩年までメソジスト監督教会の組織神学者・神学雑誌の有力な編集長として活躍する。

<sup>22</sup> Whedons, 'Sketch,' 11-12.

<sup>23</sup> D.D. Whedon, 'Doctrines of Methodism,' in *Essays*, 114: 「神は、自然の領域と自由な執行者の領域の双方に主権者でおられる。しかし、その両方の場合に、神は自己制約的な諸法則、律法によって彼の行為を制約されている。…従って、自由な執行性の領域では、神は、われわれが思うに、彼ご自身の行動様式を制約され——人間が自由で責任ある執行者である限りは——執行者の自由を完全に行使することを妨げないように置くことによって神の主権者としての最高の高挙を見出す。…」。

- b. 「道徳的墮落論」の継承<sup>24</sup>。上記の見解に対応して、テイラー、フィニーの基本的見解に類似している。
- c. 「無限定贖罪論」と「悔い改めと信仰による義認論」。まずは彼の無限定贖罪論から見てみたい。「キリストはすべての人々、あらゆる人のために死なれたのであり、一人の人のために同様他の人のために死なれたのでもない。その贖罪をその全き条件で、罪人自身により、人格的に自発的に受け入れることが、その諸益を獲得するにあたってはある人と他の人との相違をなすのである」<sup>25</sup>。では人はどのような救済条件でこの贖罪の恵みにあずかれるのか。それは悔い改めと信仰による義認の道である。彼は言う、「義とする信仰が意味することは、知性の信仰、感情の同意、意志による服従的な受け入れである。…この信仰の真剣さは、悔い改めによる罪の完全な放棄とキリストへの従順へ完全に自己を差し出すこと (the full renunciation of sin by repentance and the full self-commitment to obedience to Christ) を意味するものである」<sup>26</sup>。ウィードンとフィニーの見解を比較すると、後者の五段階のやや長い救済過程論からテイラー的な信仰義認と再生論へ回帰している。その上で、ウィードンでは、テイラー同様、「悔い改めと信仰」という救済条件が主張されている。
- d. 「悔い改めと信仰による再生論」から「全面的な聖化論」へ。義認後の再生の段階でも、悔い改めと信仰による再生論が展開される。「こうして、われわれは、再生は義認に続くと考え。再生せざる者は、最初に聖霊によって罪を確信させられ、彼の邪悪な生き方を熟慮し、悔い改め (repentance) を求め、神の律法とキリストの福音を吟味する。それは来るべき怒りを逃

---

<sup>24</sup> Ibid., 120-121: 「そのような墮落状態は、われわれの見解では、神によっていかなる存在の内部に生産されたものではなく、常に自由な第二次的執行者たちによったのである。だから、すべての責任ある罪は、行為上であれ状況上のそれであれ、自由な有限の諸存在の行為から生まれ、律法への不一致のうちに、彼らの自由な執行性の濫用のなかに生起する。…」

<sup>25</sup> Ibid., 131.

<sup>26</sup> Ibid., 131-132.

れる方法を学ぶためである。…」<sup>27</sup>。しかしウィードンがテイラーと異なるのは、次の点である。「そしてちょうど罪への、罪に対抗するこの霊的な力や能力が聖霊から由来しつつ、聖化であるのと同様、われわれがこれまで記述してきた完全さにおいては、全面的聖化 (entire sanctification) とわれわれに呼ばれても、恐らく不適切ではない」<sup>28</sup>。義認から再生への道はテイラー的である。しかし更に再生の後に「全面的聖化 (entire sanctification)」が続くのはフィニーの影響であり、ウィードンにあっては「宗教簡条」のメソジズム・救済論神学から脱し、初期「ホーリネス化」を遂げつつあると見ることができよう。

- e. 最後に、上掲の論文では、ウィードンの「ホーリネス神学」の反カルヴァン主義的な「基本公理」の宣言がまとめられている<sup>29</sup>。

以上が、十九世紀前半の第二次大覚醒運動期にメソジスト監督教会内に浸透したテイラーやフィニーの新派カルヴァン主義神学がウィードンを介して初期「メソジスト・ホーリネス神学」へ定着したかの具体例である。

次に、この神学がどのようにしてメソジスト監督教会の『教会教理問答』に撰取されて、北米のメソジスト教会員、また同派の海外宣教師を介して日本人に伝達されたかを歴史神学的にフォローしてみたい。

## V. 『メソジスト監督教会教理問答』：初期「ホーリネス神学」と本多庸一

### A. 『メソジスト監督教会教理問答 (Catechism of the Methodist Episcopal Church)』(英文) の刊行と日本語訳の刊行：その救済(条件)論神学

<sup>27</sup> Ibid., 136.

<sup>28</sup> Ibid., 142.

<sup>29</sup> Ibid., 109：反カルヴァン主義の公理(カルヴァン主義の自由意志論〔原罪の奴隷意志―棚村〕、神の主権性、予定、選び、生来の墮落状態に対する主要責任、部分的贖罪〔予定された者たちへの贖罪の効力〕、そして最終的堅忍)。ウィードンによる「メソジズムの公理」は「所与の行為ないし状態に対し責任的であるためには、反対の行為、ないし状態のために執行者には権限が要請される」。または「『自分がどうにも出来ないことに対し何人も責任を負うことはできない』。権限は責任の下にあるから」。

1. 十九世紀前半、とくに第二次大覚醒運動期(1790s~1830s)の北米メソジスト監督教会は、バプテテスト派、ディサイプルス派と並ぶ「開拓地三大教派(フロンティア・ビッグ・スリー)」の一つで、単独で1805年の会員12万人から1865年の会員138万人を擁する教勢を十倍以上拡大した最大教派となった。課題は、教勢の量的拡大から質的組織化への必要が生じ、教会員教育のために『教会教理問答』(No.1~3)作成が不可欠となった(1852)<sup>30</sup>。

この教理問答の「序文」によれば、特徴は「簡潔さ、包括性、そして組織的整備である。それは子供の教理問答としてだけでなく、青年と老人両方も含めた『教会教理問答』として刊行した」という<sup>31</sup>。さらに日曜学校書籍編集者が準備した教理問答書の原稿を、1851年に三人のメソジスト監督教会のベテラン神学者に神学的検討のために提出した。その内一人が有力な伝道的神学者ネイサン・バングス(Nathan Bangs)である。彼は伝統的なウエスレー主義神学の信奉者だが、勃興しつつあるホーリネス神学運動に一定の理解を有していたと言われている<sup>32</sup>。彼と他の二人の神学者が問答書の草案を検討し、1852年開催の同派教会総会に推薦し可決され刊行に至った<sup>33</sup>。

2. 『メソジスト監督教会教理問答 第一』(英文: 'Catechism, No.1,' in *CMEC, No.3* と略記) およびその邦訳『日本メソヂスト教会蔵版 教会問答』(1876: 『問答』と略記)の救済論に関係する基本教理と神学的なコメント
  - a. 創造論について。CMEC, 『問答』の見解は、創世記1~2章に基づいたそ

---

<sup>30</sup> Langford, *Divinity*, 86-87. 北米植民地では1760年にメソジストは600名→1805年には12万人→1865年138万人へ激増した。ゆえに「十九世紀はメソジストの世紀」とも呼ばれる。数的膨張と主流派化は、当然肥大化した教会組織の整理・後継者の組織教育・海外宣教・社会奉仕活動など、神学的自己意識の確立を要請する。次世代信仰者の養成として「教会教理問答」の作成と実践使用が課題となった。

<sup>31</sup> 'Preface,' in *Catechism of the Methodist Episcopal Church. No.2-With Proofs* (New York: Carlton & Porter, 1852), 3. 青山学院女子短期大学図書館所蔵。以下、CMEC. No.2と略す。

<sup>32</sup> Langford, *Divinity*, 92-93.

<sup>33</sup> 'Official Approval,' in *Catechism of the Methodist Episcopal Church. No.2-With Proofs*, 6.

れで、フィニー・ウィードン流の「神の道徳的統治論」の神学の影響は薄いと見ることができよう<sup>34</sup>。

- b. 墮罪論について。フィニーやウィードン流の「道徳的墮落論」の傾向性は以下の問答ではある程度感じさせられる：「問い 29…答え：彼らは神に罪を犯し（They sinned against God）、悲惨に陥りました—創世記 3」と能動的道徳行為としての罪理解の可能性もある。だが宗教改革神学の本性的全的墮落や原罪論の表現も存在していて、どちらともいえない<sup>35</sup>。
- c. ①他方では「悔い改めと信仰による」救済条件論は、より歴然としたウィードンの神学的影響を感じさせる：「問い 47：悪から善を見分ける救われる人々は、どのような要件に立つのか？——『神に向かって悔い改め、我らの主イエス・キリストに対する信仰を条件として（on condition of “repentance toward God and faith toward our Lord Jesus Christ”）一言行録 20:21」；「問い 49：真の悔い改めはどのように示されますか？ 答え：罪を放棄し、神へ真剣に向き直ることによってです（By the forsaking of sin and a sincere turning to God）」；「問い 50：イエス・キリストへの信仰とは何ですか？ 答え：イエス・キリストへの信仰とは救いのために彼のみを受け入れ信頼することです」。英文から邦訳された問答の邦文は次の通りである。『問答』、十一頁：「四十九 凡ての人まことの心をもつてく

<sup>34</sup> 'Catechism, No.1,' in *CMEC, No.3*, 10: 「問い 20: 神はその創造された万物を保持されますか？ 答え：神は、その力なるみ言葉によって万物を保持されます」；『問答』、四頁：「二十 神は天地萬物をまもりて破れぬやうになし給うや しかり 神はその力ある言葉をもつてよく天地萬物をまもりやぶれぬやうになしたもうなり」。

<sup>35</sup> 'Catechism, No.1,' in *CMEC, No.3*, 11: 「問い 29：わたしたちの最初の父母は聖と幸福を守りましたか？ 答え：彼らは神に罪を犯し（They sinned against God）、悲惨に陥りました—創世記 3」；「問い 36 この状態の悲惨さとは何ですか？ 答え：すべての人類は罪のうちに誕生し（being born in sin）、本性によって神の怒りの下にあります」；『問答』、六頁：「二十九 われらの始めの先祖は何時まで心きよくしてさいわいでありしや しからず神にそむき罪を得たるによりもろもろの難苦をうけるなり」；『問答』、七頁：「三十六 その罪あるせいしつはいかなる災いをうくるか すべてのつみある性質ハ神のいかりをうけ病みまたは死ぬるものなり」。

あらたむるは何を証拠となすべきか もろもろの悪をすててまことによく神に事ふるはこれくいあらたむるの志よりこなり」；「五十 イエスキリストを信ずるは何の故ぞや イエスキリストを信じるはおのれの救われることをたのむによるなり」<sup>36</sup>。

②「義認—再生—全面的聖化」の救済過程論。先ず事例を見よう。「問い 54：この信仰はどのような実を結ぶのですか？ 答え：義認、再生、聖化（justification, regeneration, sanctification）です」；「問い 55：義認とは何ですか？ 答え：義認とは神の無償の恩寵のかの行為ですが、そこで神はわれわれの罪を赦し、キリストのゆえに彼の眼差しにおいてわれわれを義と受け入れてくださるのです」；「問い 56：再生とは何ですか？ 答え：それはキリストの像のなかで魂が新たに誕生することですが、それによってわれわれは神の子らとなるのです」；「問い 57：聖化とは何ですか？ 答え：聖化とは神の恩寵の行為のことで、それによってわれわれは聖なるものとされるのです」；「問い 58：すべての信仰者はこの世にあって全面的に聖化されることがあるのですか？ 答え：はい。神の命令は、『わたしが聖なるものであるように、あなたがたも聖なるものとなりなさい』ということです。神の約束は『もしわれわれの罪を告白するなら』、神は『われわれをすべての不義から清めてくださる』でしょうということです。次に翻訳された『問答』の邦訳文をみたい。『問答』十二～十三頁：「五十四 凡てイエスキリストを信ずるものはいかなるわいわひをうくるか 受くるところの福三つあり すなわち一に義と称せらる 二に魂あらたに生る 三に魂聖となる これなり」；「五十五 義と称せらるとは何ぞや 義と称せらるとハ神のおほいなる恵みによりてわれらの罪をゆるされ またイエスキリストの功によりてわれらを神のまへに義なるひとの如くあつかわることなり」；「五十六 魂あらたに生るとは何ぞや 魂あらたにうまるとハわれら聖霊に感じ改まりてイエスキリストの如くなり神の子と称せらるるを得ることなり」；「五十七 魂聖となるとハ何ぞや たましひ聖となるとハ神のおほいなる恵みによりて心全く

---

<sup>36</sup> 'Catechism, No.1,' in *CMEC, No.3, 12*; 『問答』、十一頁。

聖となることを得るなり」；「五十八 すべてイエスキリストを信ずるものハこの世にありて其の心全くよく聖となるか 志かり神の命になんぢらも亦聖なるべし いかにとなれば我も亦聖なりとあり神の約束によりておのれの罪をざんげすれば神はわれらのこころをきよくなさしめたまふなり」<sup>37</sup>。

「全的聖化」を強調する以上の救済過程論には、内容的には明らかにウィードンの神学の影響があるだろう。だが教理問答の義認・再生・聖化論には個別的にはウェスレー的・宗教改革的な影響も混在している。だが「全面的聖化論」は全くフィニーからウィードンの「ホーリネス神学」の見解の採用と見るべきである。

総じて、来日メソジスト監督教会派遣宣教師たちの多くは、このようなウェスレー主義的「宗教簡条」の救済論プラス初期の「ホーリネス神学」が混在する‘Catechism, No.1’ と邦訳『教会問答』(1876)から教理を教え、日本人信徒もそれを身に着けていったと思われる。そこで最後に横浜公会時代からメソジスト監督教会弘前教会時代へ移行する時期の本多の神学思想について考察しよう。

B.本多庸一の「救済(条件)論」の同質性と一貫性：「悔い改めと信仰によって救われる！」

1. 改革ーピューリタンー「新派カルヴァン主義」的な横浜公会時代の本多庸一の入信回想:英文「私の回心」

1872(明治5)年5月3日に横浜公会で受洗したときの動機について、本多は後年(1905年)次のように「私の回心」という英文のなかで回想している：「ここで再び、聖書の光が直接私に語りかけ、イエス・キリストは私の唯一の救い主であることを示し、また誠実な悔い改めと、私のために死んでくださったキリストに依り頼むこと(my sincere repentance and reliance upon him who died for me)を求めたのです。…」<sup>38</sup>

<sup>37</sup> ‘Catechism, No.1,’ in *CMEC, No.3*, 13；『問答』、十二～十三頁。

<sup>38</sup> Yoitsu Honda, ‘My Own Conversion’: 青山学院編纂『本多庸一先生遺稿』(東京：日本基督教興文教会、大正七年)、附録5頁。邦訳：梅津順一訳「私の回心」、青山学院「本多庸一」編集委員会『本多庸一 信仰と生涯』(教文館、2012)、279頁。

ここで重大な事実は「誠実な悔い改め」と「唯一の救い主」キリストへの「依り頼み」＝信仰という救済条件は、当時横浜公会を指導したバラ、タムソン、ブラウンらの「新派カルヴァン主義」の救済条件論の神学的感化の反映と見ることができることである。一例をあげれば、1874年4-5月に京浜の公会と阪神の公会との合同交渉のさい、京浜の改革派・長老派系公会と阪神の会衆派系公会の来日宣教師たちに来るべき四合同公会の共通信条案として検討された英文の「八箇条信仰告白」の特徴の一つは、「悔い改めと信仰による」義認と再生の救済過程論（「新派カルヴァン主義神学」）を表明している<sup>39</sup>。これを考慮すると、本多のあの回想の一文が、横浜公会に当時支配的な救済条件論を忠実に反映していることは確実である。

2. 「公会」から「メソジスト監督教会」へ：両教会の救済論上の同質性が接点となった！

さて、周知のように本多と彼の同志たちによって、1875（明治）年6月6日に弘前公会は創設された。この日、改革派教会宣教師J. バラに紹介された米国メソジスト監督教会宣教師J. イングによる弘前教会最初の洗礼式の記録を本多庸一は記録に次のように記している：「…弘前ニ於テ初メテ天父ニ帰シテ往罪ヲ悔ヒ聖靈ノ感動ニ由テ救主耶蘇基督ノ贖罪ヲ信ジ…」<sup>40</sup>。ここで表明された本多の救済条件観は、当時メソジスト監督教会の「教理問答」を熟知していたに違いない宣教師イングも全く抵抗はないはずであった。なぜなら「悔い改めと信仰」による救いを教えた「教理問答」の救済論、条件論も公会の「新派カルヴァン主義」の救済論・条件論もその他

---

以下、『信仰と生涯』と略す。

<sup>39</sup> 棚村『二福音・波濤』、513-521頁。例えば「八箇条信仰告白」の第四条の後半にこうある：「そして救済は、われわれの主イエス・キリスト…（途中略）…に対する悔い改めと信仰という条件において万人に対して無償で提供されるのである（salvation is freely offered to all on the condition of repentance and faith in our Lord of Jesus Christ）」（棚村『二福音・波濤』、518頁）。

<sup>40</sup> 本多庸一「公会記事」（1875.6.6）：弘前における米国美以監督教会宣教師J. イングによる洗礼式の報告：「……弘前ニ於テ初メテ天父ニ帰シテ往罪ヲ悔ヒ聖靈ノ感動ニ由テ救主耶蘇基督ノ贖罪ヲ信ジ……」。



の関連諸教義も「全面的聖化」を除き大差ないものであったからである。

そこで、こうした横浜・弘前公会時代の本多と路線転換後のソジスト監督教会時代の本多の神学思想、とくに救済論を可能な限りまとまった形で再構成することは、今後の本多庸一の神学思想の研究に不可欠な課題であるが、本稿ではそのような大課題は果たすことができない。ここでは、本多の後の説教や文章から彼の救済論、とくに救済条件論に関する発言を幾つか提示して今後の研究のプレリユートとしたい。

第一例としては、日清戦争中のリーフレット『道の大綱』における生死の意味を解きつつ、本多は次のように語る：「三、神の子耶蘇基督は真神の顕現者にして神人の調和者…又世界の大救主なり。…去れば仁愛に富める天父は、破格の福音を賜いて、罪に沈める世人を奨励せり。宜しく悔い改めて神と其の子を信ぜよ。…」と<sup>41</sup>。

第二例としては、説教「新約第一誡」（聖書テキスト：マルコ 1:15）において、彼の救済条件論の一貫性が貫かれているのである。つまり、新生の条件として彼は「悔い改めと信仰」：「故に主は曰く、悔い改めよ且つ福音を信ぜよと。此にありて信仰は密接の関係を有し、悔改めは重大な条件となれり。是実に天の門にして新生の始めなる所以なり。…」と指摘する。また（救いの）進歩の条件としても「悔い改めは信仰を以て神に結びつくなり。神はかならず赦免し、且其道を与え給うとの希望満々たるうんものあり。」とする。最後に、一生涯の状態として「真の悔改めは己を裸にして、神の光明裡に入るなり。故にその質に於いて快活なるべし。神の待ち給う御手に懐かるるなり。…」<sup>42</sup>

こうして、「悔い改めとキリストへの信仰」を条件とする救済観の一貫性は、長老派系横浜公会時代も、弘前公会、そしてメソジスト監督教会時代の諸説教にもかなりの頻度で繰り返して説かれている点で、彼の路線転換の救済論、とくに救済条件論は一貫しているものであり、この点での本多自身の変節はないと見るべきである。

<sup>41</sup> 『信仰と生涯』、151 頁。

<sup>42</sup> 『信仰と生涯』、297-299 頁。

3. 結論：本多は、学校経営のために宣教師からの海外教派の外資導入という実利主義的経済的動機だけで、メソジスト監督教会に転換したのではない。公会的な「条件付自給自立論」のみならず、本研究の結果、本多は横浜公会時代の救済論、とくに救済条件論は一貫しており、その要因も公会からもメソジズムへ神学動機的にもスムーズに移行できたのである。だから、改めて言えば鳴海としゑ氏のパイオニア的論文が指摘したように、日本基督一致教会成立によって、公会運動が急激に神学的にも変化（「新派カルヴァン主義神学」から改革派系四信条・教理問答をもつ「旧派カルヴァン主義」へ）したことも、本多の神学面で転換を下支えしたともいえよう<sup>43</sup>。

## VI. おわりに：十九世紀メソジスト神学の変容と本多庸一の神学的一貫性

- A. 本多の救済条件論、「悔い改めと信仰によって救われる」という教義は、十九世紀アメリカ神学思想史のコンテクストにおいて見ると、横浜日本基督公会所属者として「新派カルヴァン主義」の教義と、「メソジスト・ホーリネス神学」の教義との重複するところが大いにある。ここに一貫性の根拠が潜んでいた。
- B. とすれば、今後の研究課題としては、本多の神学思想は、一体どれほど『宗教簡条』の救済論の思想から影響をうけているのか、いないのか、本多自身の神学思想と『宗教簡条』のそれと比較する本格的な体系的研究を進展させる必要もあろう。

---

<sup>43</sup> 「改革派系四信条・教理問答」とは、「ウェストミンスター信仰告白」、「同小教理問答」、「ドルト信条」、「ハイデルベルク信仰問答」のことである。